

令和7年度第1回総合教育会議 議事録

1. 日 時 令和7年12月15日（月）15:00～16:30
2. 場 所 石狩市役所3階 庁議室
（石狩市花川北6条1丁目30番地2）
3. 議 題 （1）協議事項
学ぶ機会の保障について
（2）報告事項
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正について
（3）その他
- 4 会議の公開 非公開
5. 配付資料 資料1 総合教育会議について
資料2 協議_教育支援課資料
資料3 報告_学校教育課資料（給特法等改正関係）
資料4 報告_学校教育課別添資料（業務3分類（国資料））

令和7年度第1回総合教育会議 議事録

総合教育会議構成員

役 職	氏 名
市長	加藤 龍幸
教育長	西田 正人
教育委員	松尾 拓也
教育委員	根本 壽夫
教育委員	鈴木 里美
教育委員	朝倉 恵

関係説明員等

部 局	所属・役職	氏 名
	副市長	小鷹 雅晴
学校教育部	部長	中西 章司
	次長	澤口 敏之
	総務企画課長	笠井 剛
	学校教育課長	高石 康弘
	教育支援課長	山本 健太
社会教育部	部長	伊藤 学志

オブザーバー

部 局	所属・役職	氏 名
子育て推進部	部長	田村奈緒美
	子ども政策課長	青木祐一郎
	子ども相談センター長	今田 竹哉

事務局

部 局	所属・役職	氏 名
企画政策部	部長	小島 郁也
	参事（政策担当）	鈴木 昌裕
	参事（政策担当）付主任	寺内 由利
	参事（政策担当）付主事	盛 和也

令和7年度第1回総合教育会議 議事録

企画政策部長

皆様、改めまして、こんにちは。石狩市企画政策部長の小島と申します。ただいまから、令和7年度第1回石狩市総合教育会議を開会いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、資料の確認をいたします。資料につきましては、事前にデータ送付及び本日、机上に配布いたしました資料1から4までとなっております。

また、資料2につきましては、令和8年度予算内容等を含む公表前の情報でありますことから取り扱いには十分に今後ご配慮いただきたいと存じます。

次に、本日の会議の公開についてであります。本会議の協議事項及び報告事項において、令和8年度予算に関する内容に波及する可能性がありますことから、公益上、非公開とすることが妥当と判断し、石狩市総合教育会議会則、第4条第1項但し書きに基づき、会議を非公開とすることとします。

また、会議の開催にあたり、議事録を作成して公開することとなっております。本会議は非公開のため、議事録の作成につきましては必要な調整後、ホームページで公表をさせていただきます。議事録の署名につきましては、鈴木委員にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

鈴木委員

はい。

企画政策部長

本年は、この会議の構成員に変更がありましたことから、改めて事務局より総合教育会議について、ご説明をさせていただきます。

政策担当参事

皆様、事務局、政策担当参事の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方から、資料1に沿いまして、総合教育会議の位置付け等についてご説明させていただきます。

資料1をご参照ください。条項に基づいて、第1条の4ということで、地方公共団体の長、市長は、大綱の策定に関する協議及び次に書かれる事項についての協議を行うため、総合教育会議を設けるものとする、ということで、法律によって設置されている会議となります。

令和7年度第1回総合教育会議 議事録

また、所掌としましては、教育を行うための諸条件の整備等ということで、重点的に講ずべき施策について、また、児童生徒の生命または身体に現に被害が生じ、緊急の場合に措置すべき事項ということで、この2つについて協議する場という会議になっております。

また、総合教育会議は、地方公共団体の長、教育委員会によって構成する、というものになっております。

総合教育会議は、地方公共団体の長が招集するということで、本日お集まりいただいている、という形になっております。

会議の公開、非公開については、原則公開ということで、公益上必要と認めるときは、この限りでないということ、このように法律的な位置づけに基づいて開催している会議ということになります。どうぞよろしくお願いいたします。

企画政策部長

ただいまの説明について、ご質問や確認等あればお願いいたします。

【質疑応答なし】

企画政策部長

以降の進行につきましては、加藤市長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

市長

それでは、これ以降につきましては、私の進行により会議を進めてまいります。

どうか皆様よろしくお願いをいたします。

協議事項に入る前に、構成員に変更がありましたので、西田教育長と朝倉委員から一言ずつお願いをいたします。

教育長

石狩市教育委員会教育長の西田です。どうぞよろしくお願いいたします。

令和7年度第1回総合教育会議 議事録

朝倉委員

10月から教育委員を仰せつかっております、朝倉と申します。よろしくお願いいたしますします。

市長

ありがとうございます。

引き続き、本日の協議事項であります、学ぶ機会の保障について、担当部局から説明をお願いいたします。

教育支援課長

教育委員会教育支援課、山本です。私から説明させていただきます。

「学ぶ機会の保障」について、ということで、資料をご覧ください。

まず、スライドの2番をご覧ください。

はじめにということで、今年度スタートしました石狩市教育プランの基本方針の一つとして、学びの機会の保障について、次の3点を掲げています。教育支援課では、この方針を念頭に、いじめ防止対策、不登校支援、特別支援教育に関する業務を推進しています。

では、実際の業務についてご説明いたします。

3番のスライドをご覧ください。

まずは、2番のいじめ防止対策に関する業務になります。右の方に、グラフで過去5年間の推移を掲載しています。新型コロナウイルスの影響で活動に制限があった令和3年度に減少していますが、活動が再開された令和4年度以降は増加傾向にあります。

いじめの認知件数は、多いから悪い、少ないから良いという指標ではなく、むしろ、件数が多いことは、小さいいじめを見逃さず、早期発見、早期対応している現れだと分析しております。

また、一方で、いじめはどんなことがあってもいけないことと思わない児童生徒が数パーセントいますので、各学校で取り組んでいるいじめの防止集会などでいじめ根絶に向けた啓発、支援を行う必要があると考えています。

4番からのスライドは、必要な施策に関することを掲載しています。

まず、いじめの重大事態対応の整備についてになります。重大事態が疑われる事案は、市教委あるいは当該校に調査委員会を設置し、調査を進めていくこととなります。

事案が複雑化多様化する中で、第三者となり得る弁護士の存在が求められています。

令和7年度第1回総合教育会議 議事録

これまで重大事態は年に1回程度発生していますが、調査委員会を設置すると、被害者側との面談、加害者側への聞き取り、それに伴う学校内や市教委の打ち合わせ、学校と市教委の打ち合わせ、資料の作成などの業務が発生しまして、令和6年度の事案では、発生から完了まで11ヶ月を要しています。事案の検証には、効率的な知見からの助言が必要となりますので、第三者の弁護士費用として、令和8年度は35万円を予算要求しているところです。

次に5番のスライドをご覧ください。不安や悩みを抱える児童生徒の相談体制の整備について、となります。現在は北海道スクールカウンセラー活用事業を活用して7名のスクールカウンセラーを各校に配置しています。配分時間数の表の通り、令和2年度は710時間となっていました。令和7年度は592時間と118時間減少しています。そのため、今年度から市費で100時間分の予算を確保し、補填しているところですが、今後も配分時間数が減少することが想定されること、また、突発的な事案が発生した場合の緊急派遣分として時間数を確保したく、令和8年度については150時間分で67万8千円を予算要求しているところです。

次に6番のスライドをご覧ください。3番の不登校支援に関する業務になります。こちら右側に表とグラフで過去5年間の推移を掲載しています。不登校児童生徒数は11年連続の増加となっていますが、令和5年度から令和6年度の増加数が4名と、増加傾向に歯止めがかかってきたと分析しております。新たな不登校をうまない、長期化させない体制整備といたしまして、各校に校内教育支援センターを設置していることが一因と考えております。

7番からのスライドは、必要な施策に関することを掲載しています。まず、学校及び関係機関と連携した相談体制の整備についてとなります。不登校のきっかけは種々様々で多様化しています。実態把握をして専門的な立場から適切な支援を行うため、スクールソーシャルワーカー3名と、退職校長で学校現場を熟知している教育支援主事1名を会計年度任用職員として任用しています。また、スクールソーシャルワーカーが担当校を決めて、毎週学校訪問を行い、実態把握に努めていますが、この定期訪問と緊急案件も含めて、移動手段の確保といたしまして、公用車のリース費用として78万7千円を予算要求しています。

次に、8番のスライドをご覧ください。不登校児童生徒の居場所の確保についてとなります。教育機会確保法では、不登校支援は学校復帰のみではなく、将来の社会的自立に向けた支援も重要とされていますので、個々の状況に応じた段階的な居場所の確保を通じた支援が必要だと考えております。まず、教育支援センターふらっとくらぶですが、

令和7年度第1回総合教育会議 議事録

なかなか学校には足が向かないけど、外に出て活動ができる児童生徒を対象にした居場所と考えています。通級生は令和4年度をピークに減少傾向にありますが、これは令和5年度から校内教育支援センターの設置が進んだことによるものと考えております。ただ、通級生が少なくなったから不要ということではなくて、ふらっとくらぶと校内教育支援センターの役割は、それぞれ別になりますので、両輪で考えていく必要があると考えております。

次に9番のスライドをご覧ください。校内教育支援センターですが、こちらは、学校には行けるけど、自分の学級に入ることが難しい児童生徒を対象にした居場所と考えています。先ほど申し上げました通り、令和5年度から設置を進めまして、今年度は小学校6校、中学校4校の計10校に設置をしています。令和8年度については、石狩八幡小学校、生振小学校、石狩中学校の3校への設置を検討しています。

次に10番のスライドをご覧ください。「ふらっとくらぶと校内教育支援センターを両輪で」とお伝えしましたが、市教委といたしましては、自分を理解して認めてくれる存在がいる、家庭も大切な居場所の一つとして考えています。このため、人に会うことに抵抗がある児童生徒が、在宅で安心して繋がれる居場所として、メタバースの取り組みを検討しています。メタバースは、インターネット上の仮想空間に入り、右の方に記載があります、様々な支援を受けられる居場所となりますが、学習支援や集団活動を行っているふらっとくらぶのインターネット版に近いものと考えております。運営形態といたしましては、今年度から北海道教育委員会が運営している「メタバース de 居場所」に参加することで、市独自で事業者と委託契約を結ぶ必要がないため、経費の負担を減らすことができると考えております。

次に11番のスライドをご覧ください。それぞれの予算の状況になりますが、校内教育支援センター設置の増加については、新たに3校に設置した際の教育支援員の配置分の費用、それから、その他全体の教育支援員の報酬単価を100円分アップしています。これは最低賃金の上昇分と、教育支援員の報酬単価は交通費相当分も含めていることから、その分も考慮して100円アップということになります。また、1人当たりの配置時間数の増加として、現在は1日4時間の週4日勤務で640時間としているところを、令和8年度は1日4時間の週5日勤務で800時間と考えております。教育支援員の配置時間数の増加は、各学校からの要望を踏まえており、令和8年度は前年度比で584万円増の1,352万円を予算要求しています。また、メタバースの使用料として63万6千円を予算要求しています。

令和7年度第1回総合教育会議 議事録

次に12番のスライドをご覧ください。4番の特別支援教育に関する業務になります。こちらにも右に、表とグラフで過去5年間の推移を掲載しています。少子化の影響により、児童生徒数が減少している一方、特別支援教育への理解が広く認知され、特別支援学級の児童生徒数が増加しています。ピンクの折れ線が、児童生徒数ですが、5年間で約300人減少していますが、青色の折れ線、こちらは特別支援学級の児童生徒数になりますが、こちらは5年間で70人増加をしています。また、棒グラフは特別支援学級の学級数ですが、こちらにも増加をしています。このことから、多様な教育ニーズに対応するため、通級指導教室の設置や医療的ケア児の受け入れ体制の整備が必要だと考えています。また、教職員の専門性の向上や、学級運営をサポートする教育支援員の配置も必要だと考えています。

13番のスライドをご覧ください。特別な支援を必要とする児童生徒の支援体制の整備についてとなります。通級指導教室ですが、こちらは通常学級に在籍しながら、一部のみ特別な指導を受けることができる制度となります。今年度は、小学校6校、中学校1校の計7校に設置をしています。令和8年度については、紅南小学校への設置を検討しております。通級指導教室は、教職員の加配により運営していますので、市としての予算計上はありません。また、通級指導教室は特別支援学級と異なりますので、こちらに出ています通級指導教室の利用人数215人と、先ほど12番のスライドの特別支援学級の児童生徒数202人を加えた417人が特別な支援が必要な児童生徒数となりまして、全体の児童生徒数が4,295人であるため、約1割程度、特別な支援が必要な児童生徒数がいるということになります。

次に14番のスライドをご覧ください。それぞれの予算の状況になりますが、教育支援員配置の増加については、先ほどの不登校支援の教育支援員同様、全体の教育支援員の報酬単価アップ分と、1人当たりの配置時間数の増加分となりまして、令和8年度は前年度比で871万8千円増の3,325万円を予算要求しています。また、医療的ケア児に係る学校看護師については、浜益国保診療所の看護師にお願いしているため、教育委員会での予算計上はありません。

次に、15番のスライドをご覧ください。各校の代表者で組織される石狩市予算要望委員会からは、教育支援員の増員や配置時間数の増加、スクールカウンセラーの配置時間数の増加、スクールソーシャルワーカーとの連携強化といった要望が挙げられています。市教委といたしましては、これらを勘案した中で、各校の実情を踏まえ、予算要求させていただいております。また、北海道都市教育長会、北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの定数化、市町村

令和7年度第1回総合教育会議 議事録

への財政的支援について、北海道教育委員会から国に要望するよう求めているところで
す。

最後に16番のスライドをご覧ください。石狩市教育大綱や石狩市教育プランの基本
理念、こどもまんなかまちづくりの推進、ウェルビーイングの向上に向け、業務に当た
っております。個々の事案や求められる業務は、年々複雑化されております。

また、増加傾向にありますので。限られた人員と予算の中で最大限のパフォーマンス
が発揮できるよう、この資料に掲載している取り組みを推進していきたいと考えており
ます。

私からは、以上となります。

市長

はい、ありがとうございました。

ただいま、山本教育支援課長から説明がございましたけれども、まずはですね、意見
交換については、その説明に関する内容の質疑応答後に実施したいと思っておりますので、今
の山本課長の説明に対して、ご質問であるとか、確認する事項があれば、手を挙げてく
ださい。

特によろしいですか。

【質疑応答なし】

市長

それでは、質疑がないということですね。従前からの部分もあるということで、ある
意味、この総合教育会議というのは、首長部局と教育委員会で意見を交わせる貴重な機
会でありますので、教育委員会の皆様と意見の共有を図るためにですね、まずは各教育
委員の皆様お一人ずつから、ご意見を伺っていききたいと思いますので、よろしくお願
いをいたします。

それでは、松尾委員からお願いします。

松尾委員

先ほど申し上げたように、この特別支援教育に関する部分の業務と予算の要望につ
いて、お話を伺いましたが、まさにこの部分は人がいないとできないことだと思
います。

令和7年度第1回総合教育会議 議事録

子どもたちの特別な配慮を必要とする子どもたちに対して、関わる人がいるということなので、まさにマンパワーが求められていると思います。

後でも出てくると思いますが、学校の先生方もクラスの中にそういうお子さんがいると、そちらに手がかかってしまうというところもあるので、そういった業務の負担を少しでも減らす意味も含めて、こういった業務に携わってくださる方が1人でも2人でも多いと教育現場も助かります。また、当事者のお子さんたちにとっても、誰か別の人とまたつながって、何か動き出すきっかけになるということも含めて、ここはぜひお願いをできればなということでございます。

以上です。

市長

ありがとうございます。

根本委員お願いします。

根本委員

松尾さんが紹介してくれた鎌倉の学校、学びの多様化学校という学校の設置が、名称としても新たに出てきているのですが、通常の学校に通うことが難しい特別支援学級とはまた別の難しい子どもを公立の学校で受け入れるという学校、そういうのができつつあるみたいです。

私立学校で自由学校とか、そういった私立の学校がありますが、公立としてはありません。

石狩市の場合、今、両輪と言われましたよね。

校内教育支援センターとふらっとくらぶと、かなり良い子どもたちを取り巻く環境を作ってくれているとは思いますが、一つの象徴的な学校みたいなものがあると思います。

そして各学校にもその子どもたちをサポートする、それこそマンパワーがどんどん注入されると、子どもたちは救われていく部分が多くなると期待をしています。

以上です。

市長

ありがとうございます。

朝倉委員、お願いします。

令和7年度第1回総合教育会議 議事録

朝倉委員

おそらく、私に求められているのはメタバースのことだと思います。私自身は、松尾委員や根本委員からもありましたが、子どもたちの教育に関しては、人と人同士の関わりというのは絶対に外せないものだと思います。

その観点からするとメタバースは代替でしかないですが、私自身仕事でメタバースを普段使っている人間なので、そこはよくわかります。それでも、新しい使い方っていうのが出てくる可能性はあると思います。

今、メタバース自体はまだ始まったばかり、取り組みが始まったばかりで使ってみないと、なんとも言えない部分もありますが、特に子どもたちはこういうものを使って、これをどういかしていくのかということに考えを働かせる、この場を使って何か新しいことを生み出してくれる可能性というのは考えられると思っています。

例えばですが、ここに上がっているように AI ドリルを使って教員経験者が個別学習を行うっていうだけであれば、AI ドリルと何が違うのかということになりますが、ここがコミュニティとして活用してもらえる、そういったコンテンツを新しく生み出す可能性があるのであれば、取り入れてみる一つの理由にはなると思います。

以上です。

市長

このメタバースというのは、次年度から導入ですか。

学校教育部長

次年度からの導入ということで、予算要求をさせていただいています。

市長

どのようなものかは、まだ道教委からは示されていないですか。

学校教育部長

すでに示されています。

その上で、参加している市町村もあり、その状況も見て、次年度ということを考えています。

令和7年度第1回総合教育会議 議事録

市長

179市町村でどれくらい参加していますか。

教育支援課長

12市町村です。

学校教育部長

単独でやっている市町村もいくつかあります。

市長

それで実際に教育現場で活用している自治体を見て、良いものであると判断を市教委はしたといことですね。

教育支援課長

そうですね。体験会にも参加させていただき、先ほども言ったように、家から出られない子どもが、外に出てくる一つのきっかけになるかなと思っています。

朝倉委員がおっしゃったとおり、個別学習だけではなくて、その中で、そこに通う他市町村の方との交流やコミュニティも生まれているという話も聞いています。

市長

わかりました。

鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員

私自身、先週も教育支援センターのふらっとくらぶの方に行かせていただいて、子どもたちの様子を見させてもらいました。いきいきと子どもたちが活動していて、自分たちの教育委員会のことではありますが、本当に良い取り組みをしていると思ったところ です。

以前であれば、支援員の方は3人だったと思いますが、現在は1人が増え、4人になったということで、そこも手厚くしていただいて、本当にありがたいなと思いました。

令和7年度第1回総合教育会議 議事録

そのほか、校内教育支援センターの方も充実をしているということで、家から出られない子どもたちも、もう少しずつ外に出られるようになっていくのを聞いて本当に良かったなと思っています。ありがとうございます。

やはり、人とコミュニケーションを取ることが子どもたちにとって、とても大切なことだと思っていて、そのためには、やはり人材がとても重要になってくるかなと思いますので、是非その部分をこれからも、増やしていただければ、ありがたいなと思っております。

市長

ありがとうございます。

松尾委員

すみません、もう一つ。ここから離れて先ほど根本委員がご紹介をいただいた、学びの多様化学校についてですが、少し先の話になりますが、委員おっしゃったように、各地で少しずつ増えてきています。

先ほど出ていた鎌倉は、市内の中学校の分校という形で設置をされているそうです。

私も詳細を把握しているわけではなく、憶測でしゃべっているところもあり、すみません。

形態としては、ふらっとくらぶをもう少し発展化させて、そこを分校という形でやっているものです。

色々な子どもたちが、自分たちのやりたいようなことをメニューとして生活するというものです。

なので、今やっていることの先に、このようなことも見据えながら考えていけたら良いと思っています。

市長

この鎌倉の学びの多様化学校というのは、松尾委員が現実に視察したわけではなく、別の媒体で知ったのですか。

松尾委員

新聞の記事で見かけ、最近も少しずつ増えてきているので、元からこの話は聞いていました。

令和7年度第1回総合教育会議 議事録

釧路でもこの話はある、来年に向けて、準備しているところですね。

だから、そういった学校を見に行きたいと話もしています。

そのほか、中学生段階でも受け入れる、ふらっとくらぶより生徒の中にはまり込んだ学校というものがあり、そこで過ごして卒業できるというスタイルを考えていく段階だと個人的には思っていて、そのことについて話したこともあります。

市長

釧路が令和8年からの予定ですね。

教育長

その予定です。

学校教育部長

道内には今、札幌の星槎もみじが、私立であります。

市長

星槎もみじは、私立でしたね。

松尾委員

釧路が来年に向けて準備をしているのは市立ですか。

学校教育部長

市立です。

先日、旭川の一般質問の答弁の中でも、市長が旭川も市立に向けて取り組むということで答弁はされていました。

国は全国で300校程度を目指している状況になります。

市長

何年か掛けてですか。

学校教育部長

何年か掛けて、将来的に目指しています。

令和7年度第1回総合教育会議 議事録

市長

それは、どんな学校ですか。

学校教育部長

不登校の児童生徒のための学校ですが、私立のフリースクールのようなものを公立でやるということだと思います。

過去には石狩市の一般質問でも出て、私は答弁をしています。

浜益に学びの多様化学校を設置するということで質問がありましたが、前提として不登校生徒のための学校なので、今登校している子が通う学校ではないと答弁しています。

市長

そうですね、意味合いが違いますね。わかりました。

教育長、何か学ぶ機会の保障についてありますか。

教育長

新年度各種予算をみさせていただいておりますが、先ほど、数字でもありましたように、特別な支援を必要とする児童生徒の数ですが、通級に通っている子が215人、支援学級、全校で202人、合わせて400人を超えているということで、まさに児童生徒数の1割がこういった支援を受けられています。実際には、校内にこれ以上に、色々な心配とございますか、まさに支援の必要な子がそれなりにいます。

そういったことで、やはりマンパワーが必要だということも、もちろんですが、子どももさることながら、今、保護者の支援といったものも考えていかなきゃならないと考えさせていただいております。もう一つ、学校上がる前の幼稚園、保育園の時からつながり、こういったことも、今、まさにやっておりますが、さらに中身を自立し、より連絡体制を整えていきたいなと考えておりました。

以上でございます。

市長

保護者の支援とは、どういう部分ですか。

令和7年度第1回総合教育会議 議事録

教育長

やはり、相談ですね。聞いてあげられる内容、困ってから来るっていうのもありますが、困る前にいろいろな手を差し伸べるといいますか、色々な個別対応の中で話を広め、悩みを聞いていければ良いと思います。

なので、聞いてあげられる体制づくりが必要だと思います。

市長

市部局でいけば、子ども相談センターがその役割ですよ。

教育長

もちろん連携させていただきながら、個別案件に対しては対応させていただいていますが、子ども相談センターの対応になってしまいますと、現実として、どうしたらいいのかっていうことになってしまいます。それは、児相も同様です。なので、そういう人をうまないといいますが、うむ以前の予防策が必要になってくると思っています。

市長

幼稚園、保育所と小学校との連携はどうなっていますか。

教育長

先日、次長が対応しております。

市長

そうですか。

幼稚園の経営者からはもっと小学校と連携したいという話は聞ききますが、実態がわかっていません。

どんな感じですか。

学校教育次長

日常からといいますか、年度替わりには必ずどんなお子さんが小学校に上がってくる、という引き継ぎを資料も使い、対面で対応しながら情報交換をしております。

もちろん、それだけでは足りなく、幼保小で連携するためには教育活動のレベルで引き継ぎが必要です。幼稚園とか保育園の中でどんな教育をしてきたかというところを小

令和7年度第1回総合教育会議 議事録

学校が踏まえて、ゼロから小学校で教育活動をスタートするのではなくて、幼稚園や保育園で育ってきた子どもたちの良さを引き継ぎながら、そこをさらに引き上げていくという取り組みをしていかないと、お互いにやっていることがバラバラになってしまうのでは、せっかく子どもを真ん中に据えて育てていかなければならない観点が不十分になってしまうというところで、今回の協議会もそこをメインに協議を進めたところです。

市長

例えば、石狩市内にある認定こども園ならいいと思いますが、札幌に通っているお子様がいたら札幌の幼稚園と学校の連携はどうなっていますか。

学校教育次長

それも入学してくるお子さん個々に連絡を取り合って、対面とまではいかなくても、電話でどんなお子さんか、情報をキャッチするというのは努めています。

市長

そういう意味では、学校の先生は大変ですね。

松尾委員

この業務は、学校のどなたがやっているのですか。

学校教育次長

基本的には担任ではなく、教務主任です。

入学してくるお子さんたちの窓口役となる担当が大体どこの小学校も教務主任です。

市長

わかりました。他にこの学ぶ機会の保障について、何かご意見ある人いますか。

【質疑応答なし】

市長

特によろしいですか。

令和7年度第1回総合教育会議 議事録

総じていけば、皆様方がおっしゃっていることをまとめると、やはり、いろんな意味で人的支援が必要だということですね。そして、そのためには人、サポートする人、関わる人というものが非常に重要な核となす部分もあるということですね。

あわせて、新制度ができたが、やっぱりそこには財源、予算が必要だということですね。これは国の制度であるとか、北海道の制度であるとか、また当然のことながら、私ども石狩市の部分についても必要な予算はつけていくべきだと思います。

ただ、今日の資料を見ても、この5ページですが、道庁の時間数、配分時間がどんどん右肩に下がっていています。需要があると思いますが、下がっているという意味では、私ども単独で事業を運営していかないといけないと思います。

だから、まとめますと、人的支援、人が大事だというのは、これは誰もが多分認めてくれると思います。

財源の確保は我々独自の施策として、市としても必要な予算を講じなきゃいけないということでしょうか。

松尾委員

よろしく申し上げます。

市長

我々も11年ぶりのマイナスシーリングですが、必要なところに必要な予算をつけていく必要があると思っています。

松尾委員

よろしく申し上げます。

市長

次に、報告事項であります公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別適法等の改正について、お願いします。

学校教育課長

私からこの報告事項を説明させていただきます。

市長おっしゃられました表題の法等の改正については、令和7年6月11日に公布されました。この趣旨としては、上段にあります。

令和7年度第1回総合教育会議 議事録

教育に優れた人材を確保する必要性に鑑み、1、公立の義務教育小学校等における働き方改革の一層の推進、2、組織的な学校運営及び指導の促進、並びに3、教育の処遇の改善を図るものであります。左下に青い四角のところに次進みます。市教委の主な所管事項は、太字の項目1のみとなっております、細字の項目2及び3は、道教委所管事項となっております、右側の給与手当等制度こととなっております。

施行期日につきましては、項目1及び2は令和8年4月1日から、項目3は令和8年1月1日からとなっております。この枠の上を見ていただきまして、まず2番、道のところからご説明しますが、組織的な学校運営および指導の促進というところで、これは主務教諭という新たな職を設置するものです。給与表を1つ加えまして、一般教職員の上はこの主務教諭、その上が主幹教諭ということになります。右側の3番、教育の右下です。

3番、教員の処遇の改善です。(1)高度専門職にふさわしい処遇の実現、これは教職員調整額と言いまして、現在給与の4%を教職員もらっています。これを一年ずつですね、1%ずつ引き上げて、令和13年には10%まで引き上げるといふものです。5年かけてですね。

次に、(2)職務や勤務の状況に応じた処遇の実現これは、具体的には学級担任という加算手当の支給制度となります。一番下の黒点ですが、指導改善研修を受けている教員、いわゆる指導がうまくない教員につきましては、この(1)の教職調整額というのが当たらないという制度となっております。

真ん中の上、一番学校における働き方改革の一層の推進、これが市教委所管事項となります。

(1)教育委員会における実施の確保のための措置、給特法8条関係となりまして、令和8年4月1日からの新設の条となります。

一つ目です。教育委員会に対して、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康、福祉を確保するための措置。業務量管理、健康確保計画、以下計画といいます、を実施するため、その策定公表、計画の実施状況の公表を義務付けるというものです。上の文部科学大臣が定める指針の部分ですけれども、現在この指針というものに、我々の今、市で持っています働き方改革計画の第3期計画、これが位置づいております。この指針が今年の9月26日に全部改正されまして、法律にぶら下がるような指針となりました。そこで、この計画を策定などするということとなります。

黒点2つ目です。計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。この黒点がありますことから、今回、この総合教育会議に報告という流れになっ

令和7年度第1回総合教育会議 議事録

ています。報告のタイミング等につきましては、今後、北海道の働き方改革、アクションプラン、こちらの動向、また他市の状況を見ながら進めていくこととなりますので、現時点ではいつ報告をするかというところが未定の部分であります。

一番下の黒点は割愛させていただきます。

(2) 学校における実施の確保のための措置です。

黒点が2つありまして、まず、下の方から説明します。学校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針、これに計画の実施に関する内容を含めるということになりました。

続いて上の黒点です。学校が学校評価の結果に基づき講ずる、学校運営の改善を図るための措置が計画に適合するものとなることを義務付けとなりました。基本的な方針に沿いまして、学校は学校評価を行いまして、その意見等をまた計画にフィードバックする、そのような内容となっています。続いて、右側のグレーの部分ですけれども、これがいわゆる計画の部分になります。上の段が目標の設定ということで、まず義務的事項として、時間外在校等時間に関するところで、国の指針上限では月45時間、年で月360時間となっております。現3期計画でここは掲載されており、この上限についても変わっておりません。

次に、任意事項でワークライフバランスや働きがいに関するところ。ここも現3期計画にありまして、特段の変化はないところです。

続いて、質問下の内容のところ。学校と教師の業務の3分類とあります。ここは一部改正がありまして、次に用意しているペーパーの部分となります。

現在は第3期計画にもこの3分類が載っているところですが、改正されています。

一番下、学校業務の適正化です。ここも現計画に載っておりまして、特段の変化はないところです。

続いて、2枚目のペーパーで、右上に資料4と書いてある国の資料です。学校と教師の業務の3分類ということで、指針の全部改正に掲載されている事項があります。

左側の学校以外が担うべき業務1から5までありまして、5番目、保護者等からの過剰な苦情や不法な要求等の学校では対応が困難な事案への対応ここが新規で追加された項目になります。

続いて真ん中、教師以外が積極的に参画すべき業務、ここは6から13まで項目が掲載されておりまして、7番から10番までの4項目が新たに追加された事項になります。

続いて右側、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務14から19までありまして、新たな項目の追加はないところでございます。

令和7年度第1回総合教育会議 議事録

雑駁な説明ですが、私からは以上です。

市長

はい。高石課長、ありがとうございました。

【報告事項に関する整理内容】

報告事項に関して質疑応答し、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を令和7年度中もしくは令和8年度中に作成し、総合教育会議で報告するというを確認した。

市長

それでは、私の方から本日の議題は以上でございますので、ここで事務局へ進行をお戻しします。

企画政策部長

事務局より連絡をさせていただきます。

次回の総合教育会議につきましては、協議事項、報告事項等決まり次第、日程調整の上で、改めて皆様にご連絡をさせていただきます。

以上をもちまして、令和7年度第1回石狩市総合教育会議を終了したいと思います。本日は本当にお疲れ様でした。

以上、本会議の議事録に相違ないことを証明する

令和8年3月13日

署名委員 鈴木里美